

令和5年度第2回精華町教育委員会所管施設指定管理者

評価委員会議事摘録

■日時

令和5年8月17日（木）午後1時30分から午後2時45分まで

■場所

精華町役場3階301会議室

■出席委員

- ・1号委員：（委員長）石倉 研（龍谷大学政策学部准教授）
- ・2号委員：高鍋 房美（社会教育委員長）
- ・3号委員：（副委員長）清水 泰律（元菱田自治会長）

■出席事務局職員

- ・教育委員会教育部長 浦本 佳行
- ・教育委員会教育部生涯学習課長 田原 孝一
- ・教育委員会教育部生涯学習課長補佐 吉岡 満
- ・教育委員会教育部生涯学習課担当 北川 浩輝
- ・教育委員会教育部生涯学習課担当 仲村 大

■傍聴者

なし

■内容

1 議事

（事務局）

それでは定刻となったので、ただいまから、令和5年度第2回目となる、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会を開会する。

次第に基づき進めさせて頂く。

まず、この委員会の審議の進め方について改めて確認をさせて頂く。本委員会は、評価委員会設置要綱第2条に基づき、教育委員会に対し、審査及び評価した結果を、報告頂くこととなっている。

7月25日、第1回目の評価委員会では、審査と評価の素材となる、令和4年度の事業実績や、教育委員会のモニタリング評価結果に合わせて、公認会計士による調査結果報告書なども、各委員に御覧頂きながら確認、審議を頂いた。

前回の審議内容を踏まえ、委員長と事務局にて評価結果についての報告書案を準備させて頂いた。

本日は教育委員会に提出予定の報告書の作成に向けて、さらに議論を深めて頂きたい。なお、前回、この委員会で意見頂いた、令和3年度の公認会計士の調査結果に対する令和4年度の対応について、取りまとめた報告を用意させて頂いたので、後ほど報告させて頂く。指定管理令和4年度の実績報告及び第2期となる平成30年度から令和4年度までの第2期総括も、併せて報告させて頂く。

それでは議事に移らせて頂く。要綱第6条で、委員長が議長となるとあるので、以後の議事進行については、石倉委員長にお願いする。

(石倉)

議事進行をさせて頂く。前回、第1回の審議結果を踏まえ、私と事務局で評価結果についての報告書案を準備した。まず、前回の評価委員会の中で出てきた、昨年度の公認会計士の調査結果に対する指定管理者の令和4年度の対応状況報告、さらに指定管理の第2期、平成30年度から令和4年度までの総括について、事務局から報告をお願いする。

(事務局)

最初に、第1回評価委員会で意見頂いた、公認会計士による調査結果に対する指定管理者の対応についてであるが、タイトル、要旨、指定管理者の対応、最後に施設所管課のコメントの順で報告を行う。

調査結果報告書の4調査結果(3)会計③金銭の管理状況について、現金を取り扱うことで発生する様々なリスクをできるだけ低減するために、電子決済の導入などを進めるとともに、事務負担の軽減を図ってはどうかという意見であった。

この意見についての指定管理者のコメントは、電子決済を導入するとともに、窓口料金収納が多い時は入金処理機会を増やすなど、窓口で保有する現金を少額にする対策をとられており、施設所管課としても、概ね対応出来ていると考えている。

ただし、電子決済については、携帯電話のキャリアとひもづけされて活用されておられる方も多くおられる為、今後は更に多様な電子決済方法に対応していくなど、可能な

限り、現金の取扱いを減らす方向で、引き続き取組を推進してもらいたいと考えている。

次に（５）建物及び設備の管理②屋上等における排水溝の管理状況について、より頻繁に屋上等における排水溝のゴミや植物等が溜まっていないか確認すること、併せて利用者が少ない時期は、毎日の全館清掃を見直し、清掃にかかる人員を減らすなど、業務負担の軽減を図るなど検討されたいという事であった。

この指摘に対して、指定管理者のコメントは、早速休館日を利用して、排水溝の清掃を行うほか、年４回程度に清掃頻度を増やすとともに、クリーンスタッフの配置を常時２名から１名の日を増やすなど、指摘事項に対応したということであった。

施設所管課としては、再度、同様の指摘を受けているという事実があり、施設の不具合を未然に防ぐという目的のために、改めて取り組んで頂きたいと考えている。

（７）施設利用者の安全性確保①蜂の巣の駆除について、指定管理者コメントは、早期の駆除対応を行った上、６月、９月に定例駆除実施の方針を固めたということであった。施設所管課としても、施設利用者の安全確保に努められたと考えている。

（７）施設利用者の安全性確保②避難器具設置場所付近の窓の開閉確認について、指定管理者コメントは、毎月の休館日を使って、開閉確認を実施するようにしたということであり、施設所管課としても、定期的な開閉確認により、安全確保に取り組んで頂きたいと考えている。

（９）個人情報の保護①個人情報の保護については、個人情報の記載のある書類などが、施錠出来ないキャビネットに保管されているとの指摘であったが、指定管理者のコメントは、早期対応としてキャビネットにガラス扉を設置し、施錠できるようにした後、後日、改めて全面施錠できるキャビネットを導入し、個人情報の保護を行ったという事である。また、それだけではなく、個人情報については書類では無く、データで管理する方向に改めたということであり、施設所管課としても、指摘された事項を認識し改善について、対応されたと考えている所である。

（１０）その他①利用料金の前受に伴う事務負担の軽減については、指定管理者のコメントでは、町の規則上の課題であるとの見解であった。施設管理者としては、コロナ禍において、多くのキャンセルが発生したが、今後においても同様の状況が続くのであれば、改めて、施設管理者と情報共有し、検討を進めたいと考える。

（１０）その他②コロナ禍、物価上昇期における収支改善の取組については、コロナ禍での減収について、施設閉鎖やワクチン接種会場利用に伴う、全額減免などの補填がないことや、物価上昇などに対応するために、施設所管課と施設指定管理者で協議調整を行い、補填等の協議を深めるとともに、可能な範囲での業務効率化を進められたいとの

意見であった。

これに対して、指定管理者コメントでは、自助努力により、経費節減を最大限努めるが、使用料の値上げなどを議論して頂きたいとの事であった。

施設所管課としては、コロナ禍での施設利用者の減少状況は改善されたが、物価上昇は、電気代を中心に厳しいものがあるため、今後も引き続き、収支改善の取組に関わる協議を進めていきたいと考えている。

最後に（10）その他③インボイス制度への対応については、指定管理者は、インボイス登録を行った上で、新しいシステムの導入に向けて検討していくとの回答であったが、既にインボイスの登録手続を終え、システムの対応準備も行われており、施設所管課として、この件に関しても十分対応出来ていると理解している。

以上が公認会計士による調査結果に対する指定管理者の対応状況報告となる。

次に、第２期の指定管理期間の総括を説明させて頂く。

資料は、「精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び評価結果について」の３ページ第２期全体の総括である。

前回会議資料の別葉で資料２というカラー刷りのグラフ資料を併せて見て頂くと分かりやすい。

①施設利用者数及び利用料金収入の推移については、前回資料の１と２の項目をまとめさせて頂いた。

むくのきセンター、打越台の利用者数については、第２期当初の平成３０年度は、第１期の平均値と比較して増加傾向にあった。以降、新型コロナウイルス感染症により減少したが、令和４年度には、各種制限の緩和等もあり、大幅な増加と転じた。こうした大幅な増加については、SNSなどを活用した広報活動の成果でもあり、こうした内容にも触れさせて頂いた。

池谷公園多目的コートについては、施設の老朽化問題があり、第１期と比較して若干減少した後、横ばい状況という感じであった。木津川河川敷多目的グラウンドについては、平成２４年度にむくのきセンター駐車場横にスポーツ交流広場が整備された事や、アクセス、整備の状況に課題があり減少している。

②収支状況の推移については、前回資料の３にまとめている。費用については、第１期と比較して、物価の上昇などの影響もあり、全体的に上昇傾向にあるが、特に令和４年度は、電気代の上昇が顕著であり、今後の推移に注目する必要がある。

収入については、令和２年度、令和３年度は、緊急事態措置協力金や休業要請支援金などの補助金収入により、施設使用料収入の減少を補填した。令和４年度においては、

特に顕著であった電気代の高騰に対する補填として、指定管理料に 3,000,000 円を追加した。最終的な第 2 期を通じての繰越累計額は 792,789 円の黒字となった。

③自主事業の状況については、第 1 期指定管理期間と比較して事業の実施回数、収入のいずれも増加していたが、令和 2 年度、令和 3 年度については、コロナ禍より事業を縮小したため、減少に転じた。しかしながら、令和 4 年度には、施設利用者数や使用料と同様に、実施回数、収入とともに増加した。

自主事業については、第 1 回評価委員会でも議論頂いたが、収益性の課題と、安価で魅力的な事業を実施し、スポーツ協会の広告的な役割を担っているという意見も頂いていた。事業全体の中で、広告的に実施する事業、収益性を高める事業など、狙いを明確にしながら、今後も拡充に努めて頂きたい。

④総括として、第 2 期指定管理期間の 2 年目以降、新型コロナウイルス感染症により、先行きが不透明な状況に陥ったが、施設所管課との連携及び情報共有を十分に行うことでコロナ禍を乗り越え、さらにその間において、SNS 等の広報に注力し、令和 4 年度には、施設利用や事業参加について、多くの方々に利用頂き、今後続くステップを踏めたと考える。

その一方で、施設管理における修繕維持管理などでは、課題も有しているが、全体としては、適正に指定管理業務を遂行されたと評価しているところである。

なお、修繕維持管理等の課題面を克服する為の新体制として、スポーツ協会と、三幸株式会社の共同体による指定管理業務が、令和 5 年度にスタートした。第 3 期はこれまでの体制で、施設の維持管理などにおいて難しかった面についても、結果を残して頂けると期待しているところである。以上、第 2 期全体の総括である。

(石倉)

本日は指定管理者に対する委員会としての意見をまとめるが、まず先に 2 点、公認会計士の調査結果における検討を要する意見に対する対応と、第 2 期指定管理期間の平成 30 年度から令和 4 年度の総括に関して、意見などがあれば発言をお願いしたい。

私からは、概ね公認会計士の意見については、対応は出来ているかと思う。少し不十分なところもあるが、引き続き対応して頂きたいと思う。

第 2 期の総括に関しては、コロナ禍というのが前提となり、厳しい状況にありながらも、昨年度には、相当に平時に戻ってきたという感じであり、厳しい時代ではあったが、指定管理の第 3 期以降に、引き続き成果が期待できる取組を進めており、概ね評価できるのではないかというのが、総括として思う所である。

委員の2人から質問や意見はどうか。特に無ければ、引き続き、「精華町教育委員会
所管施設指定管理者評価委員会における審査及び評価結果について」の6 審査及び評
価結果について、審議頂ければと思うが、事務局からまず説明をお願いしたい。

(事務局)

6 審査及び評価結果だが、総括として、令和4年度実績については、総合的には、適
正な管理運営業務が実施されたという評価の上で、評価した点と検討を要する意見を記
載している。

(1) 評価した点の①については、振込納付やキャッシュレス決済を導入し、利用者
の利便性を高められたことに加え、現金の取扱いを軽減する事でリスク低減にもつなげ
ている点を評価した。

②については、自主事業などの体験を通じて、トレーニング室の利用者の増加や、多
くの方々が、多様なスポーツへの関心を深められたと思うが、いつ、どこで、どの様な
事業が開催されるのかという事について、SNSを中心とした情報発信は、現在、欠か
せない状況になっている。こうした広報活動を継続的に推進されている点を評価した。

③については、前述のとおり、実施自主事業数が過去最多の633回を数え、その参加
者は延べ6,190名となるなどの成果があったが、令和4年度中に新型コロナウイルス
感染症の感染状況などについて、予断を許さない中、その対策を十分に行い、結果を残
した点について、評価したものである。

最後に④では、コロナ禍において、評価が難しかった、利用者数や利用料金収入の実
績値や自主事業数など、数値としても成果をだしたということについて評価したもので
ある。

次に(2) 検討を要する意見の①については、個人情報保護やコミュニケーション能
力、動画の編集技術など、多様な人材育成研修を図られたいという意見である。前回の
報告の中で、火災訓練とか防災訓練など、組織的に必要な研修を行っている事は理解し
たが、京都府内の指定管理者が起こした個人情報流出事件や、むくのきセンターの居場
所としての質の向上など、各職員の能力を高める研修についても、積極的に進めていく
必要があるということで1つめの意見とした。

②では、現在物置となっている展示コーナーの利活用についてである。本件について
は、教育委員会との連携も必要になると思われるが、まずは指定管理者として、このス
ペースをどのように活用するのかを考えて頂きたいと考えるので、意見とした。

次の意見は、昨年度の公認会計士による調査結果において指摘されていた点である。

点検清掃を増やすなどの対応はされた様であるが、結果として、完全な解消には至っておらず、改めてその対応を再検討して頂くために意見として挙げた。

最後は、指定管理者と教育委員会に対してであるが、厳しい予算の中、地域の公共性を保つのは、簡単なことではないが、経済性と公共性について、中長期的な視点でのむくのきセンターの利用や、住民の生涯学習機会の創出の為に、よいバランス感覚で事業を循環させることが必要であり、そのことは教育委員会、指定管理者と十分に連携をとって進めていく必要があるため、意見として挙げたものである。

以上、前回の評価委員会で指摘頂いた内容の報告と、評価結果報告案の説明である。

(石倉)

では、説明頂いた、6の(1)評価した点と(2)検討する意見というところで、意見等頂戴したい。何か表現を改めた方が良い点や追加した方が良い点など、自由に発言頂ければと思う。前回委員会での発言などが反映されているかどうかも含めて、いかがか。特に無ければ、形式的な微修正や言い回しなどについて、私と事務局で、少し最終調整させて頂きたい。

個人的には、言葉として、最後の検討を要する意見の「地域の公共性」という文言が一般的な言葉かどうか、引っかかった。施設などの公共性であれば理解できるが、地域の公共性という言葉は、あまり聞いたことが無いので、ちょっとこの点少し調べた上で必要があれば、修正したいと思う。

では、概ねこの形で、報告書をまとめていくということで進めたいが、よろしいか。2人の委員のみなさまに確認を願う。

精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における評価結果として、本日までの議論の結果をもとに、教育委員会に対し報告するという事でよろしいか。

～両委員賛同～

ありがとうございます。では、皆様のご協力により、議事は全て終了となる。事務局に進行等をお返しする。

(事務局)

委員長、円滑な会議の進行ありがとうございました。それでは、委員長にまとめて頂いたが、若干の修正をさせて頂き、委員長と最終調整の作業を進めさせて頂く。

報告書案については、この内容で本日、各委員に承認を頂いたので、あとの整理や軽微な文章表現の修正については、石倉委員長と事務局にお任せ頂き、完成後、石倉委員

長から川村教育長に、提出報告をさせて頂く流れで進めさせて頂く。

では、次に第1回評価委員会議事摘録案についてであるが、資料として既に配付をさせて頂いている。委員の皆様にはご確認頂き、何かご意見などあれば、事務局の目途としては、来週8月23日水曜日までにご連絡を頂きたい。その後、最終的な修正を行い、ホームページに掲載をさせて頂きたいと思っている。特に現時点で確認事項等があれば聞かせて頂きたいが、何かあるか。

特に無ければ、来週23日を目途に、事務局に回答を頂きたいので、よろしく願う。
では、最後になったが、浦本教育部長から挨拶をさせて頂く。

(浦本)

本日、第2回目の評価委員会の終了に当たり、お礼のご挨拶をさせて頂く。

石倉委員長、清水副会長、高鍋委員、3名の委員の皆様方には、お忙しい中、前回7月25日と本日、2回の委員会において、むくのきセンター及び体育施設の評価を頂き感謝を申し上げます。

令和4年度が第2期の最終年度ということで、取りまとめ年度ということもあり、この4月からは、第3期として、新たな指定管理者、いわゆる共同体として、指定管理をスタートして頂いており、これまでの第2期の課題点などを、クリアをしながら、よりよい施設管理ができればと考えている。また、引き続き、委員の皆様方のご意見を頂戴し、第3期の運営に当たるように進めて参りたい。

この度は、評価委員会ということで、お世話になり、ありがとうございました。

(事務局)

以上をもって第2回精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会を閉会させて頂く。